児童手当制度改正のお知らせ

児童手当制度が令和６年 10 月分（令和６年 12 月支給分）から変わります

１．制度改正の内容

①**高校生年代**まで支給が延長されます

改正前	改正後
15 歳年度末（中学校卒業月）まで	**18 歳年度末（高校卒業月）まで**

②**収入**に関係なく**支給**されます

改正前	改正後
所得制限あり	**所得制限なし**

③**多子世帯**の**算定方法**と**支給額**が変わります

改正前	改正後
高校生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降、1人につき月額 15,000 円	**大学生世代**のお子さんから年齢順に１人目、２人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降、1人につき月額 **30,000** 円

④**支給月**が変わります

改正前	改正後
年3回支給 6，10，12 月 4ヶ月分ずつ支給	**年6回支給 12、2、4、6、8、10 月 2ヶ月分ずつ支給**

制度改正に伴い、児童手当支払通知書（はがき）の送付がなくなります。令和6年 12 月以降の支払いは、通帳の記載等でご確認ください。

２．制度改正後の支給月額

	３歳未満	３歳以上 18 歳年度末まで
第１子・第２子	１人につき月額 **15、000 円**	１人につき月額 **10、000 円**
第３子以降	１人につき月額 **30、000 円**	大学生世代のお子さんから年齢順に１人目、２人目と数え、高校生以下のお子さんが３人目以降となる場合

３．制度改正による申請が必要な方

下記に該当する方は、申請が必要になります。

①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している方

②中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当も特例給付も受給していない方

③現在、児童手当を受給していて、大学生年代（平成 14 年４月２日～平成 18 年４月１日生）の子を含めて３人以上の子を養育している方

④別居している高校生年代の児童がいる方

裏面もご確認ください

4. 申請要否フローチャートと提出書類

現在児童手当・特例給付を受給されている方全員に、本通知と監護相当・生計費の負担についての確認書をお送りしています。申請対象者の方のみ確認書をご提出ください。なお、児童の保護者（主たる生計者）が公務員の場合は、勤務先での申請となります。

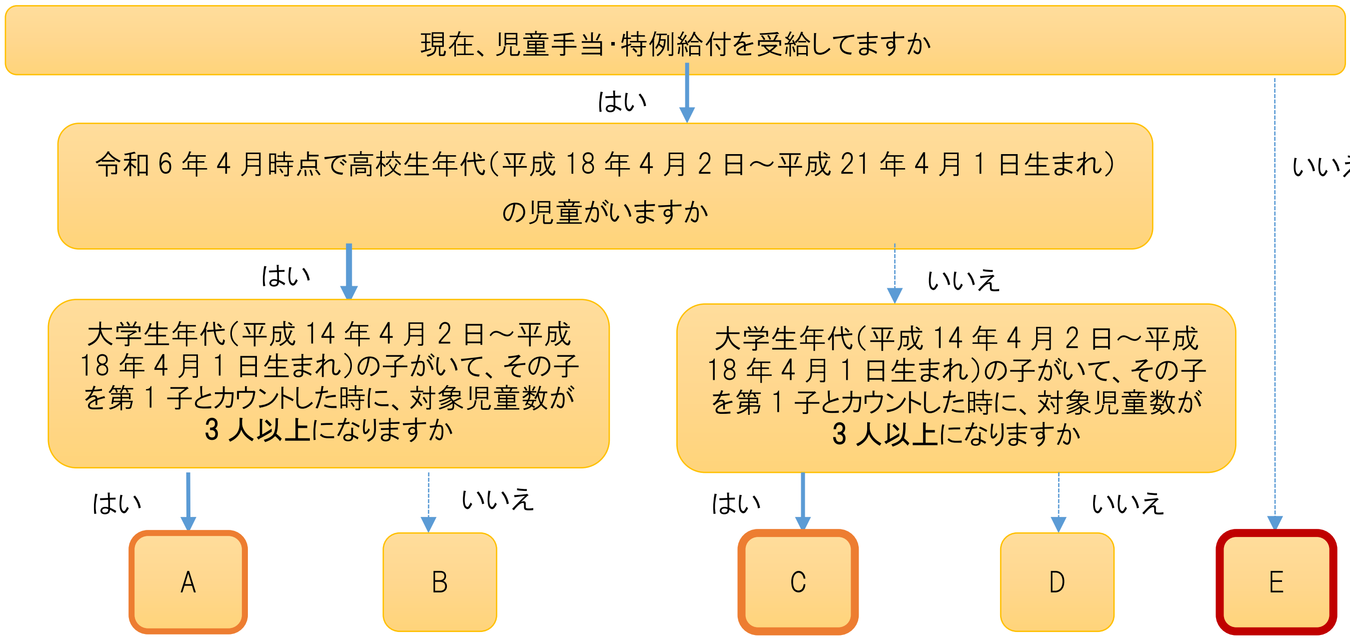

	申請要否と提出書類
A	同封の『監護相当･生計費の負担についての確認書』をご提出ください。
B	申請不要です。
C	同封の『監護相当･生計費の負担についての確認書』をご提出ください。
D	申請不要です。
E	新規申請が必要です。池田町役場保険医療係までお問い合わせください。

5. 申請が必要な方の申請期限　　**令和 6 年 10 月 31 日**

※上記期限までにご提出いただいた場合は、令和 6 年 10 月分（12 月支給分）から適用されます。上記期限を過ぎた場合でも令和 7 年 3 月 31 日までに申請があった場合には、支給は遅れますが、令和 6 年 10 月分に遡及してお支払いします。なお、令和 7 年 4 月 1 日以降の申請となった場合は、遡及してのお支払いはできませんので、ご注意下さい。

申請窓口　池田町役場 住民課 保健医療係（役場②番窓口）

6. 申請が不要な方

① 中学生以下の子の児童手当を受給中で、同居の高校生年代の子がいる方

② 特例給付（児童一人当たり 5,000 円）を受給中の方

③ 児童手当を受給中で、 3 人以上の児童を養育し、すでに第 3 子以降の増額を受けている方
（大学生年代（平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生）の子を養育していない方）

④ 制度改正以前から所得制限内で受給しており、中学生以下の子のみがいる方

«お問合せ» 〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
池田町役場住民課保険医療係 TEL:0261-62-2203